

佐伯市総合計画審議会

日時 令和4年12月12日（月）
19時から21時まで
場所 佐伯教育市民ホール「まな美」
3階市民多目的ホール

- 1 市長挨拶
- 2 委嘱状交付
- 3 審議会委員紹介
- 4 会長、副会長選出
- 5 会長、副会長挨拶
- 6 諮問書伝達
- 7 議事
 - (1) 第2次佐伯市総合計画後期基本計画の策定について
 - (2) これまでの経過
 - (3) 第2次佐伯市総合計画後期基本計画（案）について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) 次回審議会について

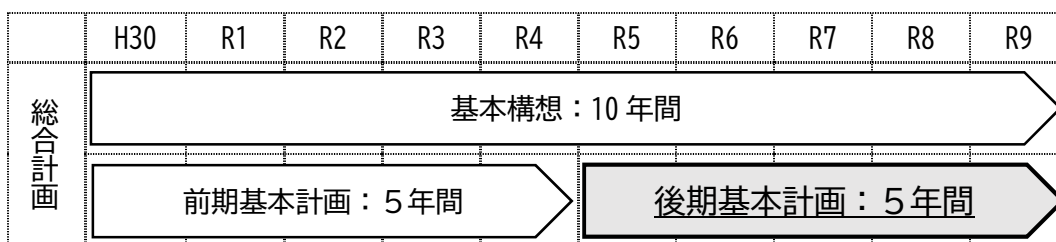
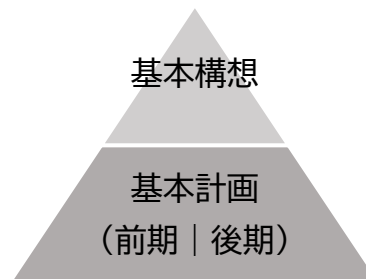
議事

1 第2次佐伯市総合計画後期基本計画の策定について

本市は、市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」を平成30年度に策定し、各種施策に取り組んでいます。総合計画（前期基本計画）の計画期間が令和4年度に最終年度を迎えるため、今年度中に次期計画である後期基本計画（令和5年度～9年度）を策定します。

総合計画の構成について

第2次佐伯市総合計画は、
基本構想と基本計画の2階層となっています。
基本構想 10 年間（H30～R9）、
基本計画各 5 年間（前期：H30～R4、後期：R5～R9）
の計画で、今回、後期基本計画を策定します。



2 これまでの経過

第2次佐伯市総合計画後期基本計画の策定に当たり、3つの分野で構成した佐伯市総合計画市民会議と各地域振興審議会において審議を行い、素案の作成を行いました。

各市民会議及び地域振興審議会の開催状況は以下のとおりです。

(1) 佐伯市総合計画市民会議

第2次佐伯市総合計画の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、佐伯市総合計画市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置し、ご意見をいただきました。

市民会議名	第1回	第2回	第3回	第4回
生活基盤・環境	10/3	10/24	11/21	—
保健医療福祉・教育文化	10/5	10/20	11/17	—
産業振興・まちづくり	10/6	10/27	11/1	11/18

(2) 佐伯市地域振興審議会

佐伯市地域振興審議会条例に基づき、旧市町村単位で設置されている審議会です。

後期基本計画の施策の体系

政策1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生[自然・生活環境分野]

- ①自然環境の保全 ②快適な生活環境の確立 ③住宅環境の整備
- ④公園緑地の整備 ⑤景観の形成 ⑥災害に強いまち（人）づくり

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生[生活基盤分野]

- ①水道の整備 ②下水道の整備 ③道路・情報インフラの整備
- ④生活交通体系の構築 ⑤中心市街地の活性化

政策3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生[保健医療福祉分野]

- ①地域医療と健康増進の充実 ②地域で支える福祉活動の推進
- ③子どもたちが健やかに育つまちづくり

政策4 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生[教育文化分野]

- ①学校教育の充実 ②生涯学習の充実 ③社会教育の充実
- ④市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

政策5 地域資源をいかした産業と観光の創生[産業振興分野]

- ①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興
- ④ブランド化・流通の促進 ⑤商工業の振興 ⑥観光産業の振興

政策6 人が交流し、活力あふれるまちの創生[まちづくり分野]

- ①人権を尊重するまちづくり ②男女共同参画のまちづくり
- ③市民協働のまちづくり ④「食」のまちづくり ⑤移住定住の促進
- ⑥国際化の推進 ⑦市民サービスの充実 ⑧新たな地域コミュニティの構築

政策7 地域が輝くまちの創生[地域活性化分野]

- ①佐伯地域 ②上浦地域 ③弥生地域 ④本匠地域 ⑤宇目地域 ⑥直川地域
- ⑦鶴見地域 ⑧米水津地域 ⑨蒲江地域

4 今後のスケジュールについて

- 12月12日 総合計画審議会①
- 12月19日 市議会へ素案を説明
- 12月下旬～1月中旬 パブリックコメント
- 1月中旬 総合計画審議会②
- 1月下旬 素案の最終調整
- 3月下旬 市議会議決

5 次回審議会について

次回開催は、1月中旬を予定しています。審議内容は、各委員から計画案についての意見等をいただく予定です。

※会議をよりスムーズに進行するため、計画案に対するご質問やご意見を事前にお知らせいただけますと幸いです。

つきましては、事前に意見提出が可能な方については、別紙様式にご記入の上、ご提出ください。

(1) 提出方法

郵送、FAX、メール、QRコード等

※提出が難しい場合は、ご連絡いただければ受け取りにお伺いします。

(2) 連絡先

〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市総合政策部政策企画課 担当 清田

電話 0972-22-4104 (直通)

FAX 0972-22-3124

メール skikaku@city.saiki.lg.jp

佐伯市総合計画審議会委員名簿

	選出区分	所属	氏名
1	学識経験者	あまべ文化研究所 代表	岩佐 礼子
2	経済・金融	佐伯商工会議所 青年部 会長	佐々木 大
3	経済・金融	佐伯市番匠商工会 青年部長	吉見 正二郎
4	経済・金融	佐伯市あまべ商工会 青年部長	清家 義顕
5	農業	農業委員	竹中 裕子
6	林業	佐伯地区林業研究グループ連絡協議会 会長	今山 博司
7	水産	水産業従事者	芦苺 誠仁
8	観光	佐伯市観光協会	藤原 容子
9	まちづくり	ボランティアグループ「暮らしつなぎ隊」 代表	柴田 真佑
10	福祉	社会福祉協議会	大石 ゆかり
11	医療	佐伯市医師会 会長	島村 康一郎
12	自治委員会	区長会連合会 会長	宮崎 正豊
13	高齢者団体	老人クラブ連合会 会長	柳 信夫
14	総合計画市民会議	生活基盤・環境市民会議 会長	平野 憲司
15	総合計画市民会議	保健医療福祉・教育文化市民会議 会長	桑門 超
16	総合計画市民会議	産業振興・まちづくり市民会議 会長	川野 幹雄
17	佐伯地区	佐伯地域振興審議会 会長	染矢 剛志
18	上浦地区	上浦地域振興審議会 会長	山矢 隆彦
19	弥生地区	弥生地域振興審議会 会長	植木 優子
20	本匠地区	本匠地域振興審議会 会長	高野 隆正
21	宇目地区	宇目地域振興審議会 会長	佐藤 誠
22	直川地区	直川地域振興審議会 会長	芦刈 紀生
23	鶴見地区	鶴見地域振興審議会 会長	多田 茂
24	米水津地区	米水津地域振興審議会 会長	渡邊 正太郎
25	蒲江地区	蒲江地域振興審議会 会長	川上 眞弘

佐伯市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項を審議するため、佐伯市総合計画審議会
(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を
市長に答申するものとする。

- (1) 佐伯市総合計画に関し必要な事項
- (2) 佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が委
嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、
会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。